## 第4回交通労働災害防止専門家検討会議事概要(案)

- 1 開催日時 平成20年1月24日(木)13:30~16:30
- 2 開催場所 中央合同庁舎 5 号館 16 階 労働基準局第1・第2会議室
- 3 出席者

(参集者) 高橋氏、中村氏、根本氏、飯塚氏 (平川氏代理)、三浦氏、三井氏、安本氏 (厚生労働省(事務局)) 鶴田安全衛生部長、平野安全課長、高橋主任中央産業安全専門官、 高橋副主任中央産業安全専門官、安井技術審査官、

辻労働条件確保改善対策室長補佐

(他省庁オブザーバー) 高田課長補佐 (国土交通省)、神戸課長補佐 (警察庁)

## 4 議事概要

第3回検討会の議論を踏まえ修正した資料3「新たな交通労働災害防止対策のための検討事項について」を事務局から説明した後、以下のような意見があった。

- ① 走行管理(勤務条件関係)
- 高速道路の利用により、事故率が相当低くなるとのデータがある。詳細事項に記載すべきではないか。
- 事業用自動車だけのデータがとれれば、より説得力があるだろう。
- 荷主に対して高速道路利用では事故が少ないとのデータを荷主に提示することは意義がある ことではないか。
- 「高速道路」という用語は、道路法等で使用されている名称を使用するなど、検討すべきではないか。
- 高速道路走行による事故防止ということであれば、勤務条件の場所ではなく、別の箇所に記載すべきではないか。
- 高速道路走行により、運転時間が短くなることは間違いないので、ここに記載した。事故が 減るということは副次的な効果。その点がわかるようにしたい。
- ② 走行前点呼
- 米国等で、自動車に乗る前には何時間以上寝ていなければならないという基準を検討しているところもある。
- 運転手が風邪薬をのんで眠くなったという事案があったが、このような場合でも企業に管理 責任があるのか。
- 法律やガイドライン等でそこまで詳しく書いてあるものはないが、一般論として、結果責任 はついて回る。
- ガイドライン上、点呼で確認する事項に「疾病」があるが、どのような疾病であればこうしなさいということを書くことは難しい。

#### ③ 荷役作業

- 荷役に関する指針は、国土交通省にもないので、荷役の方法についてもうすこし具体的に記載すべきではないか。
- 運転手がフォークリフトを運転する実態があるので、フォークリフトの作業についても記載 すべきではないか。
- これはあくまで交通労働災害防止の対策であるので、疲労の蓄積による事故を防止するという観点で記載すべきではないか。
- 「安全な荷役」ではなく、「負荷の少ない荷役作業」のほうが適切ではないか。
- 調査結果では、明確な関連については明らかになっていないとなっているのに、対策を書く のはなぜか。委員会として、どのようなスタンスなのか。
- 長期的に見て、かなり強度の高い荷役作業を毎日繰り返すことによって疲労が蓄積すること は間違いなくいえる。ただし、短期的にどのような影響があるかどうかについてははっきり しないということ。
- エビデンスが弱いと言うことで、表現振りを他よりも弱めることを検討する。

### ④ 安全衛生教育

- 貨物自動車運送事業以外で、交通事故が多い理由がわかっていれば、対策を講ずるべきでは ないか。
- 車の運転について、業種における違いはあまりない。ただし、対策の実施が可能かどうかに ついては業種業態によって違いがある。
- 教育内容に、飲酒による運転への影響を記載すべきではないか。

#### ⑤ 荷主・元請との関係

- 高速道路の利用による事故率の減少等を踏まえ、荷主が高速道路の活用について配慮するという記載は可能ではないか。
- 運賃などを直接書き込むのは難しいが、環境や安全に配慮すべきということは記載できるのではないか。
- 荷主の安全責任を明記するという意見もあるが、まずはパートナーシップガイドラインの内容を理解していただくことが先決ではないか。
- 安衛法上、受注者の安全と衛生を損なわせるような条件で発注してはならないという規定は あり、そこでは発注者の責務という表現もあり、それは使えるのではないか。

# ⑥ 安全管理体制等

- 長時間労働者に対する面接指導をいれるのはよいことだと思うが、面接指導の基準と改善基準との整合性はあるのか。
- 改善基準告示に定める原則的な拘束時間の範囲で運転業務に従事すれば、概ね問題は発生しない。

# ⑦ その他

○ 自動車の点検は、道路運送車両法で義務付けられているが、それと安衛則151条の75等

との整合性はどうなっているのか。

- 法令事項については、趣旨が異なることから規定内容は異なる。ガイドライン上でどのよう に表現できるか検討する。
- 安全装置とは何か。
- アンチロックブレーキシステムや、エアバッグ等を想定している。あまり具体的に記載する 予定はない。
- ⑧ 貨物運送業以外における対策の在り方
- 二輪車については、「作成の必要がない」となっているが、安全運転管理者の職務には二輪車も含まれるので、「必要ない」との記載は良くないのではないか。ハイヤー・タクシーの書き方も同様である。「必ずしも必要ない」等の表現はどうか。
- また、「走行計画、点呼以外の措置を実施する」のではなく、何々を実施する、という書き方がよいのではないか。
- 「必要ない」ではなく、「実施することが望ましい」等の前向きな表現を検討する。
- 「計画」の定義にもよるのではないか。

## 5 今後の予定

次回は、2月27日(水)10:00から開催する予定。